

警察署協議会及び留置施設視察委員会の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第4号

警察署協議会及び留置施設視察委員会の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

警察署協議会及び留置施設視察委員会の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（平成13年佐賀県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）第5条第1項及び第7条第2項の規定に基づき、警察署協議会及び留置施設視察委員会の委員（以下「委員」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）第5条第1項及び第7条第2項の規定に基づき、警察署協議会及び留置施設視察委員会の委員（以下「委員」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。